

寒波は水道管にとって大敵です

水道管に凍結防止対策を！

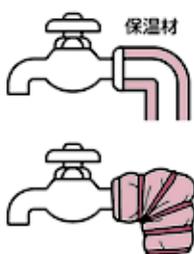
気温が上がらない日が続いたり、朝の冷え込みが厳しいとき（目安はマイナス4℃以下）は、水道管が凍結しやすくなり、水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。お宅の水道管は大丈夫ですか？寒波が到来する前に、保温材などで防寒措置をされるようお勧めします。

●こんな場所にある水道管は要注意

- ①家の北向きの日陰の場所
- ②戸外で風当たりの強い場所
- ③管がむき出しのところ

●防寒措置の方法

水道管がむき出しになっている部分や蛇口部分は凍結しやすいので、上部まで完全に保温材を巻きつけ、さらに保温材の上からビニールなどを巻いて、保温材が濡れないようにしてください。保温材は市販のものもありますが、身近な物では毛布や布で代用できます。



●凍ってしまったときの対処方法

水道管にタオルや布をかぶせ、その上から『ぬるま湯』をまんべんなくかけながら、ゆっくり溶かしてください。

急に熱湯をかけると水道管や蛇口が破裂しますのでご注意ください。

それでも水が出ない場合は、蛇口を閉めて自然に溶けるのを待ってください。



●破裂してしまったときには

水の噴出を止めるために宅地内の止水栓（メーター付近）を閉め、市指定工事業者または上水道工事協同組合に修理を依頼してください。

※止水栓の場所が分からない場合には、破裂した部分にタオルやビニールテープなどで緊急処置をして修理を依頼してください。

なお、敷地内の給水管から蛇口までの水道施設の修理にかかる費用は、所有者の負担となりますので、くれぐれも水道管の凍結にはご注意ください。

※年末年始の水道管の破裂等の修理依頼は、広報12月10ページをご覧ください、工事指定店にご連絡ください。

- 問い合わせ
- * 荏崎市上水道工事協同組合
☎ 22-3136
 - * 上下水道課水道管理担当
(内線 616・617)

平成27年中に土地・建物を譲られた方

確定申告の前に譲渡のお尋ねを

「譲渡のお尋ね」って？

土地・建物などの資産を譲渡した場合、金銭の授受に関係なく「譲渡所得」となるため「譲渡所得の内訳書」を作成し、確定申告を行う必要があります。

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物等を譲渡した方を対象に、あらかじめ確定申告の時期が来る前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会（譲渡のお尋ね）を行っています。

申告時ではダメですか？

確定申告期間中は各申告会場が大変混雑するため「譲渡所得の内訳書」の作成等に係る相談に対応することができません。

※市が設置する申告会場で確定申告書の提出を予定されている方は、必ず事前に開催される「譲渡のお尋ね」にお越しください。

* 直接税務署に申告される方、税理士等に依頼される方はお越しいただく必要はありません。

* 内容により税務署にご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■日時

1月14日（木）～15日（金）
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

■場所

市役所1階 防災会議室

■対象者

荏崎市に住民登録している方で、平成27年中に土地・建物等を譲渡された方

* 市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をいたしますが、その通知の有無に関わらず、土地等の譲渡があった方はお越しください。

■持参するもの

売買契約書・取得費や売買に要した費用の領収書など

■問い合わせ

税務課市民税担当
(内線 1533～155)